

公益財団法人安川電機育英会 奨学生選考委員会規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 公益財団法人安川電機育英会(以下「育英会」という。)定款第4条及び第39条第3項の規定に基づき、奨学生選考委員会の運営及び奨学生選考基準について本規程を定める。

(奨学生選考委員会の構成)

第2条 奨学生選考委員会は、この法人の定款第39条により、この法人の理事長の委嘱を受けた委員及び事務局で構成する。

第2章 大学奨学生の選考

(大学奨学生の募集及び受付)

第3条 大学奨学生の募集は、毎年5月、福岡県内の高等学校の学校長宛に募集要項を通知することにより行う。

2 奨学生志望者はこの法人が募集要項に定める大学への進学を希望する者から選抜する。

3 奨学生志望者は、奨学生願書に必要な書類を付して、在学高等学校経由でこの法人の理事長に申請し、奨学生願書がこの法人に届いた時点で、これを受け付ける。

(一次選考)

第4条 奨学生候補の一次選考は、選考基準に基づく書面審査とし、選考委員の合議制により一次候補者を選定する。

2 一次候補者は、学業成績、家計収入状況の全てにおいて基準内にある者を適格者とする、それ以外は不適格者とし対象外とする。

(二次選考)

第5条 奨学生候補の二次選考は、一次候補者に論文審査および面接審査を課し、選考委員の合議制により候補者を選定し、育英会理事長が内定する。

面接を行う場合は、奨学生候補者へ実費相当の交通費を支払うものとする。

(奨学生の決定)

第6条 奨学生は、前条の内定者のうち、募集要項に定めた大学に合格し在学証明書など

を提出することにより採用とする。

なお、志望した大学を不合格となった者のうち、翌年度募集要項に定めた大学を再受験し合格した者については、在学証明書などを提出することにより採用とする。

(一次選考基準)

第7条 今後1年以内に募集要項に定めた大学への入学予定者を有資格者とし、判定項目は高等学校在学中の第1学年、第2学年の成績、志望者の属する家族の収入の状況とする。

2 学業成績は、1教科5点評価法により、全履修教科の評定を合計しその平均点(小数点第2位以下は四捨五入)が4.0点以上とする。但し、成績の表示が異なる場合は、5点評価法に換算する。

方式 / 換算点数	5点	4点	3点	2点
秀優良可方式	秀	優	良	可
A B C D方式	A	B	C	D

3 収入は、一次選考者の属する家族のうち主として家計を支える者(父母。父母がいない場合は、代わって家計を支えている人)の収入合計が、年額910万円未満(高等学校等就学支援金制度の基準)の者とする。

(二次選考基準)

第8条 一次候補者を有資格者とし、論文審査・面接審査を行い、一次選考結果と併せて総合的に判断する。

1 論文審査

論文審査は、この法人が指定する題名の論文により審査を行う。

2 面接審査

面接審査は、奨学生選考委員が直接面接することにより審査を行う。

面接にあたっては、人物、学習意欲、進学先の志望動機、将来の進路及び奨学金の希望動機等等を総合的に審査する。

第3章 大学院奨学生の選考

(大学院奨学生の募集および受付)

第9条 大学院奨学生の募集は、毎年10月、この法人の大学奨学生4年生宛てに募集要項を通知することにより行う。

2 奨学生志望者は、将来に向けた明確なキャリア意識を以て、募集要項に定める大学の大学院への進学を希望する者とする。

3 奨学生志望者は、奨学生願書に必要な書類を付して、志望者が直接この法人の理

事長に申請し、奨学生願書がこの法人に届いた時点で、これを受け付ける。

(奨学生の決定)

第10条 奨学生志望者のうち、募集要項に定める大学の大学院へ合格し、在学証明書などを提出することにより採用する。

附則

(施行日)

この規程は、公益財団法人への移行登記の日(平成26年4月1日)から施行する。

附則

(施行日)

奨学生選考委員会規程第3条、第5条、第6条の変更及び新設する第7条については、平成28年9月1日から施行する。

附則

(施行日)

第1条 この規程は、2019年4月1日から施行する

(経過措置)

第2条 施行日前において、旧奨学生選考委員会規程の規定により選考した奨学生については、なお従前の例による。